

「JR学割証」申請書

第_____学年_____組

氏名_____ (_____才)

生徒証明書番号_____

下記のとおり「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領 2使用目的の範囲」に該当する旅行をいたしますので、JR学割証を発行願います。

記

1. 期 間 _____月_____日より_____月_____日まで (_____日間)

2. JR乗車区間 乗車駅 (_____駅)・降車駅 (_____駅)

片道・往復 (○を付けてください)

3. 行き先 _____

4. 宿泊先(住所等) _____

5. 旅行の目的 _____

6. 同行引率者(本人との関係) _____ (_____)

平成・令和_____年_____月_____日

保護者氏名_____ (印)

尚学館中学校長 殿

※ 本件申請に当たっては、裏面「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領(抄)」を参照の上、事前にJRや旅行代理店等で本学割利用と他の割引チケット等の料金について、比較検討を行い申請してください。

「学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領（抄）」

学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領

平成16年4月1日 制定

平成25年4月1日 一部改正

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における文部科学省から業務移管された学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の配付業務の取扱については、以下のとおりとする。

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

（以下省略）